

2016年
商事法務展望

ディスクロージャー・企業会計等をめぐる動向

一 はじめに

平成二十七年は、企業開示行政にとって非常に重要な一年となった。日本再興戦略を受け、六月には、「攻めの経営の促進」に向けて、「コーポレートガバナンス・コード」の適用が開始され、企業と投資家の建設的な対話を促進する観点から、情報開示ルールの見直しも着手された。会計基準をめぐっては国際会計基準の任意適用企業が着実に増加した一方、人材育成等、課題も指摘された。また、二月には東芝の不正会計問題が明らかになり、証券市場、そして日本社会が、再び有価証券報告書の虚偽記載、そして会計監査をめぐる課題と直面することとなった。

本稿では、昨年一年間の企業開示行政をめぐる動きを振り返るとともに、平成二八年の課題をご紹介します。

二 コーポレート・ガバナンス

1 コーポレートガバナンス・コードの策定

昨年三月、「コーポレートガバナンス・コード」の策定に関する有識者会議（座長・池尾和人慶應義塾大学経済学部教授、事務局・金融庁、東京証券取引所）は、「コーポレートガバナンス・コード原案」（以下「コード原案」という）を確定・公表した。これを受けて、各証券取引所は、関連する上場規則等の改正を行い、昨年六月より「コーポレートガバナンス・コード」（以下「コード」という）の適用が開始された。

コード原案において、「コーポレートガバナンス」とは、企業が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕

目次

- 一 はじめに
- 二 コーポレート・ガバナンス
 - 1 コーポレートガバナンス・コードの策定
 - 2 コードへの対応状況
 - 3 「プリンシプルベース・アプローチ」と「コンプライ・オア・エクスプレイン」
 - 4 スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議
- 三 企業の情報開示のあり方について
- 四 国際会計基準等への対応
 - 1 IFRS任意適用企業の拡大促進
 - 2 国際会計人材育成の取組み
 - 3 日本基準の高品質化に向けた取組み
- 五 東芝の不正会計問題について
 - 1 問題の所在とこれまでの対応について
 - 2 東芝の会計監査
- 六 会計監査の在り方に関する懇談会
- 七 おわりに

組みとされている。実効的なコーポレート・ガバナンスの実現に資する主要な原則をとりまとめた「コード」が適切に実践されることにより、各上場企業において持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のための自律的な取組みが行われ、企業、投資家、ひいては経済全体の発展に寄与することが期待されている。

2 コードへの対応状況

コードの適用開始を受け、東京証券取引所上場企業では、昨年八月末までに一一一社が、「コーポレート・ガバナンス報告書」により、コードへの対応状況の開示を行った。このうち、市場第一部・第二部の六八社についてみると、全原則を「コンプライ（実施）」している企業が六割となった。また、七三原則のうち三九原則は全社が実施しており、一部の企業が「エクスプレイン（説明）」している原則についても、「今後、実施の予定」とする説明が約半分となっている。六月に株主総会を行う企業の報告書の提出期限はコード適用初年度においては一月とされており、上場企業全体がコードをいかに適用しているかを俯瞰するためには今後のとりまとめを待つ必要があるが、全体として順調な滑り出しであったといえる。

たとえば、コードの検討過程で特に議論された社外取締役の選任についてみると、東京証券取引所が七月末にその上場企業における社外取締役の選任状況についての調査を公表している。調査によれば、

- ・社外取締役を選任する市場第一部の上場企業の比率は前年より二割増え、九割を超え、
- ・「独立」社外取締役を選任する企業は前年の六割から約三割増え、九割に近づき、
- ・コードの原則である、二名以上の独立社外取

締役の選任についても、「実施」企業が前年から倍増し、ほぼ五割となり、また、これまでに提出されたコーポレート・ガバナンス報告書においては、未実施の企業の多くが「今後、実施の予定」としている

など、独立社外取締役に関連する取組みは順調に進んでいると考えられる。

また、コードの検討過程で同様に議論となった株式の政策保有についてこれまでに提出された報告書の内容をみると、

- ・政策保有をしていないとする企業もあるが、多くの企業は保有を前提に保有方針を示している、
- ・保有方針については、全体的な方針として原則不保有または解消の方向性を打ち出す企業もあるが、多くは方向性を示していない、
- ・一方、個別の株式の保有を判断する方針としては総じて経済合理性で判断する、

とされており、上場企業が経済合理性がない株式の政策保有を続けることは困難になったと指摘されている。今後、株式の政策保有を行う上での経済合理性とは何か、が議論となっていくと考えられる。

3 「プリンシプルベース・アプローチ」と「コンプライ・オア・エクスプレイン」

このように、コードは順調に実施段階に入ってきているが、もとより、会社のあり方はさま

ざまであり、コードにおいて示される各原則の適用の態様も、当該会社の企業理念やなりたち、会社を取り巻く環境、これに対する戦略、業種、規模、事業特性等によってさまざまに異なり得る。こうした点に鑑み、コードは、会社がとるべき行動について詳細に規定する「ルールベース・アプローチ」（細則主義）ではなく、会社が各々の置かれた状況に応じて、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現することができるよう、いわゆる「プリンシプルベース・アプローチ」（原則主義）を採用している。その意義は、一見、抽象的で大掴みな原則（プリンシプル）について、関係者がその趣旨・精神を確認し、互いに共有した上で、各自、自らの活動が、形式的な文言・記載ではなく、その趣旨・精神に照らして真に適切か否かを判断することにある。このため、コードに定める各原則の適用の仕方は、それぞれの会社が自らの置かれた状況に応じて工夫していくことが期待される。また、コードの原則の中に、自らの個別事情に照らして実施することが適切でないと考える原則があれば、「コンプライ・オア・エクスプレイン」（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか）の考え方に従い、原則を実施しない代わりに「実施しない理由」を十分に説明することが想定されている。

〔図表1〕 スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議（平成27年10月20日現在）

座長 メンバー	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授
	岩間 陽一郎	一般社団法人日本投資顧問業協会会長
	上田 亮子	(株)日本投資環境研究所主任研究員
	内田 章	東レ(株)常務取締役
	江良 明嗣	ブラックロック・ジャパン(株)運用部門コーポレート・ガバナンス・チーム責任者 ヴァイス・プレジデント
	小口 俊朗	ガバナンス・フォー・オーナーズ・ジャパン(株)代表取締役
	川北 英隆	京都大学大学院経営管理研究部教授
	川村 隆	(株)日立製作所相談役
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	スコット キャロン	いちごアセットマネジメント(株)代表取締役社長
	高山 与志子	ジェイ・ユーラス・アイアール(株)マネージング・ディレクター 取締役
	武井 一浩	弁護士（西村あさひ法律事務所）
	田中 正明	(株)三菱東京UFJ銀行上級顧問
	佃 秀昭	エゴンゼンダー(株)代表取締役社長
	富山 和彦	(株)経営共創基盤代表取締役CEO
オブザーバー	西山 賢吾	野村證券(株)エクイティ・リサーチ部シニアストラテジスト
	竹林 俊憲	法務省民事局参事官
	川村 尚永	経済産業省経済産業政策局産業組織課長
		(敬称略)
事務局	金融庁、(株)東京証券取引所	

4 スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議

昨年六月に閣議決定された『日本再興戦略』改訂二〇一五においては、コーポレートガバナンス・コードとスチュワードシップ・コード（以下、あわせて「両コード」という）が車の両輪となつて、投資家側と会社側双方から企業の持続的な成長が促されるよう、積極的にその普

及・定着を図る必要があるとされている。また、昨年九月に公表された「金融行政方針」においては、両コードの策定はゴールではなくスタートであり、これまで述べたような高い割合での「実施」の中には形式的な対応もみられるのではないかといった点も指摘されていることから、今後、さらに「形式」から「実質の充実」へと次元を高める必要があるとされている。このため、両コードの普及・定着状況をフォローアップし、上場企業全体のコーポレート・

ガバナンスのさらなる充実に向けた議論や提言などを行うことを目的として、昨年八月、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（以下「フォローアップ会議」という。図表1参照）が設置された。

フォローアップ会議は、九月より、月一回程度の頻度でこれまでに四回、開催されてきており、

① ガバナンス体制の強化が形式だけでなく、実質を伴ったものとなっているか、

② ガバナンス体制の強化が中長期的に経済の好循環につながっていくものとなっているか、

③ 企業と投資家の対話が建設的な形で進んでいるか、

といった観点から、これまで、上場企業によるコードへの対応状況と会議の運営方針、取締役会の役割、経営陣トップの選解任、株式の政策保有などについて、活発な議論が行われてきている。

このうち、主として第一回に議論されたコードへの対応状況と会議の運営方針については意見書がまとめられ、公表された。意見書では、高い「実施」率について真に実質を伴ったものとなっているかを検証する必要がある、企業と投資家との間の対話においても深度ある建設的な議論が行われることを期待したい、

〔図表2〕 ディスクローチャーワーキング・グループ（平成27年11月10日現在）

座長	神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
メンバー	石田 英和	大阪ガス(株)財務部 担当部長
	石原 秀威	新日鐵住金(株)財務部長
	上柳 敏郎	弁護士（東京駿河台法律事務所）
	大崎 貞和	(株)野村総合研究所主席研究員
	太田 洋	弁護士（西村あさひ法律事務所）
	大場 昭義	東京海上アセットマネジメント(株)代表取締役社長
	小畑 良晴	一般社団法人日本経済団体連合会経済基盤本部長
	川島 千裕	日本労働組合総連合会総合政策局長
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	熊谷 五郎	みずほ証券(株)企画グループ・経営調査部上級研究員
	黒沼 悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
	小足 一寿	三井住友信託銀行(株)執行役員業務部長
	逆瀬 重郎	(株)日立製作所財務統括本部顧問
	静 正樹	(株)東京証券取引所取締役常務執行役員
	関根 愛子	日本公認会計士協会副会長
	永沢 裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会事務局長
オブザーバー	橋本 尚	青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授
	原田 喜美枝	中央大学商学部教授
	山内 公明	日本証券業協会執行役 自主規制本部長
	竹林 俊憲	法務省民事局参事官
	高野 寿也	財務省大臣官房信用機構課長
	日置 純子	経済産業省経済産業政策局企業会計室長

（敬称略・五十音順）

としつつ、

・形だけ実施するよりも、実施していない理由を積極的に説明するほうが評価に値することが少なくない、

・現状では実施しないほうが企業価値の向上につながるといった形での踏み込んだ説明が足りていないのではないかと、

・実施しつつ、あわせて具体的な取組みについて説明することは投資家との建設的な対話に資する、

といった会議での指摘が言及されている。

フォーアアップ会議においては、引き続き、以上の論点や、機関投資家と上場企業の対話のあり方について掘り下げた議論が行われていくこととされている。そうした議論が、両コードの普及・定着、「実質の充実」につながっていくよう、事務局としても努力してまいりたい。なお、フォーアアップ会議においては、今後の会合において議論・検証されるべきと考えられる事項、その他コーポレート・ガバナンスのさら

なる充実等に関して、内外に広く意見を募集しているところであり、本稿読者の皆様から是非、意見を寄せていただくようお願いしたい。

三 企業の情報開示のあり方について

『日本再興戦略』改訂二〇一五』においては、企業と投資家・株主が、中長期的な成長に向けて、建設的な対話を行う観点から、企業の情報開示について、投資家が必要とする情報を効果的かつ効率的に提供する観点からの見直しについて検討を行うこととされた。

このため、昨年一〇月、第三五回金融審議会総会・第二三回金融分科会合同会合が開催され、麻生金融担当大臣より、「企業の情報開示のあり方等に関する検討」として、「企業と投資家の建設的な対話を促進する観点も踏まえつつ、投資家が必要とする情報を効果的かつ効率的に提供するための情報開示のあり方等について幅広く検討を行うこと」との諮問がなされた。諮問を受けて、神田秀樹東京大学教授を座長とする、ディスクローチャーワーキング・グループが設置され（図表2参照）、昨年一月から検討が開始された。今後、金融商品取引法、会社法、取引所規則による開示内容の整理および開示の日程・手続に応じた開示のあり方、非財務情報の開示などについて幅広く議論を行っていくこととされている。

四 国際会計基準等への対応

1 IFRS任意適用企業の拡大促進

国際会計基準（IFRS）の任意適用企業は、関係者のこれまでの取組みの成果もあつて着実に増加し、昨年一月一六日時点で九七社（適用予定企業を含む）となっている。このうち、上場企業である九三社の時価総額は約一一七兆円と、全上場企業の時価総額の約二割を占めるまでに至っている（図表3参照）。

『日本再興戦略』改訂二〇一五においては、IFRS任意適用企業の拡大促進に引き続き努めていくこととされ、

・ IFRS適用企業やIFRSへの移行を検討している企業等の実務を円滑化するなどの観点から、IFRS適用企業の実際の開示例や最近のIFRSの改訂も踏まえ、IFRSに基づく財務諸表等を作成する上で参考となる様式の充実・改訂を行う、

・ 昨年三月末の年度決算に係る決算短信から、「会計基準の選択に関する基本的な考え方」においてIFRSの適用に関する検討状況を開示することとされたことから、これについて分析を行い、適用状況の周知を図る、こととされた。

「会計基準の選択に関する基本的な考え方」

の開示内容については、昨年九月、東京証券取引所が、三月決算会社を中心に分析結果をとりまとめ公表した。約二〇社が今後IFRSの適用を予定している旨を記載しており、前述の九七社と合わせればIFRS適用・適用予定企業は約一二〇社となる。今後も東京証券取引所と連携して分析を行っていく。

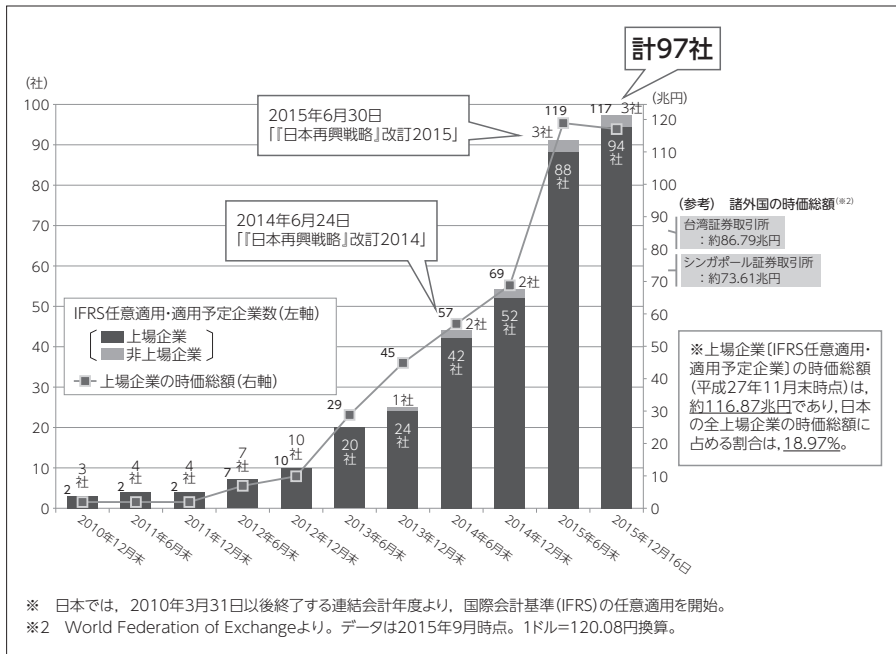
また、「金融行政方針」においては、

・ 企業会計基準委員会（ASBJ）と連携して、IFRSに関するわが国からの国際的な意見発信の強化と日本基準の高品質化に向けた取組みを進めていく、

・ 日本公認会計士協会や財務会計基準機構等と連携し国際的な分野も含めた経済社会の幅広い領域で活躍できる会計人材の確保に係る取組みを促進する、

こととされた。

〔図表3〕 日本におけるIFRS適用状況



2 国際会計人材育成の取組み

「金融行政方針」において取り組むこととさ

〔図表4〕 企業会計審議会 会計部会（平成27年11月19日現在）

	氏 名	現 職
部 会 長	安藤 英義	専修大学大学院教授
委 員	岡田 譲治	三井物産㈱監査役 (公財)財務会計基準機構理事長 (株)IHI代表取締役会長
	釜 和明	公認会計士
	関根 愛子	早稲田大学商学学術院教授
	辻山 栄子	住友理工㈱代表取締役会長
	西村 義明	関西学院大学商学部教授
	平松 一夫	筑波大学ビジネスサイエンス系教授
	弥永 真生	
臨時委員	石原 秀威	新日鐵住金㈱財務部長
	小野 行雄	企業会計基準委員会委員長
	川島 千裕	日本労働組合総連合会総合政策局長
	窪田 真之	楽天証券経済研究所長
	熊谷 五郎	みずほ証券㈱企画グループ・経営調査部上級研究員
	神津 信一	日本税理士会連合会会長
	逆瀬 重郎	(株)日立製作所財務統括本部顧問
	谷口 岩昭	武田薬品工業㈱財務統括部長
	徳賀 芳弘	京都大学経営管理大学院教授
	野崎 邦夫	住友化学㈱代表取締役専務執行役員
	橋本 尚	青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授
	万代 勝信	一橋大学大学院商学研究科教授
	森 公高	日本公認会計士協会会長
	山澤光太郎	(株)大阪取引所取締役副社長

〔50音順、敬称略〕

・このため、企業においては、IFRSに基づ

れた国際会計人材育成の取組みとIFRSの任意適用企業の拡大については、昨年一月に開催された企業会計審議会第三回会計部会（図表4参照）において議論が行われた。会計部会では、会計人材の育成について、

・IFRSの任意適用企業の拡大の最大の障害の一つとならない要素であると考えられることから、IFRSに詳しい人材の裾野の拡大に向けて、企業と、監査人・日本公認会計士協会双方におけるさらなる取組みの必要がある、

く財務諸表を適切に作成するための取組み・体制の一層の強化が行われることが重要である、

・また、監査人・日本公認会計士協会においては、IFRS適用企業の増加に対応して、監査がさらに円滑に実施されるよう、IFRS適用企業の増加傾向を見通しながら、IFRSに習熟した公認会計士の育成・確保の取組みの一層の強化が行われることが重要である、

との指摘がなされた。

また、国際会計基準についての意見発信につ

いては、これまでもASBJ・財務会計基準機構、経済界、日本公認会計士協会、財務諸表利用者、そして金融庁など、関係者が連携して、のれんについての会計基準のあり方などについての積極的な意見発信を行ってきた。会計部会においては、このような意見発信に関連して、

・取組みを強化していくためには、国際的な場で効果的に意見発信できる人材を途切れることなく輩出していくことが必要であり、

・人材の育成には時間がかかるとともに、所属する組織にとっても貴重であり外部に出にくい人材となることから、

・企業・監査人・利用者等の関係者が中長期的な観点に立って、より多くの人材の育成に取り組み、人材の厚みを増していくことが重要である、

との指摘がなされた。

国際会計人材の育成の取組みについては、関係者が連携して進めていくことが重要であり、企業会計審議会会計部会においても、必要に応じてフォローアップしていくこととされた。

3 日本基準の高品質化に向けた取組み

日本基準の高品質化に向けた取組みについては、企業会計基準委員会において、昨年三月、IFRS第一五号「顧客との契約から生じる収益」を踏まえたわが国の収益認識基準の開発に向けた検討に着手することが決定された。IF

RS第一五号の適用上の課題を抽出・分析し、さらに、課題の適切性や新たな課題について広く意見を求める手続を行うなど、現在、慎重に開発が進められているところである。

五 東芝の不正会計問題について

1 問題の所在とこれまでの対応について

昨年二月、東芝が過去に提出した有価証券報告書等に会計処理上の問題があることが判明した。七月には同社が委嘱した第三者委員会の調査報告書により、東芝が不正な会計処理を継続的に実行していたことが明らかになった。同報告では、東芝における会計問題の直接的原因として、経営トップらの関与を含めた組織的な関与、当期利益至上主義と目標必達のプレッシャーなど、また、間接的な原因としては、取締役会および監査委員会において内部統制機能が働いていなかったことなどが挙げられている。

同年九月、東京証券取引所は、東芝が虚偽記載を行い、内部管理体制について改善の必要性が高いとして、特設注意市場銘柄に指定するとともに、虚偽記載により株主および投資家の信頼を毀損したとして、上場契約違約金の徴求を決定した。特設注意市場銘柄については、一年の間に内部管理体制の改善がなされたかどうかを東京証券取引所が審査し、改善がなされれば

指定が解除され、改善がなされなかった場合には上場廃止となることとされている。

また、証券取引等監視委員会は、東芝に係る虚偽記載についての検査を行い、同年一二月七日、同社が重要な事項につき虚偽の記載のある開示書類を提出したとして、課徴金納付命令（約七三億円）を発出するよう、金融庁に勧告を行った。金融庁は、同日、審判手続の開始を決定し、審判手続を経て、二四日、課徴金納付命令が決定された。

東芝は、昨年八月に新経営体制およびガバナンスの改革案を公表し、同年九月の臨時株主総会において新経営体制を選任したが、その後も情報開示への取組みなどに問題があるのではないかと指摘も受けている状況にある。東芝においてしっかりとした経営・ガバナンス改革への取組みが行われ、実効的なガバナンスが確立するとともに、株主等のステークホルダーの理解が得られるような開示・説明が行われていくことが求められている。

2 東芝の会計監査

東芝による開示書類への虚偽記載をめぐっては、外部監査人である新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士・監査審査会による監査法人の業務運営体制に対する検査および金融庁による東芝の個別監査における虚偽証明等についての調査が行われた。

このうち、公認会計士・監査審査会による検

査においては、

- ・ 理事長など経営関与社員が過去の審査会検査等で指摘された事項に対する改善策を組織全体に徹底していない、

- ・ 品質管理本部および各事業部等も指摘事項に関して、改善策の徹底を図っていないことに加え、改善策の検証態勢も構築できていない、

- ・ 個別監査業務において、業務執行社員が職業的懐疑心を十分に発揮しておらず、監査証拠の十分性を検討する姿勢が不足していることから、監査手続の重要な不備が認められる、

- ・ 審査態勢が、監査チームの監査上の重要な判断を客観的に評価できておらず、十分に機能していない、

として、新日本監査法人の運営は著しく不当なものと認められるとし、一二月一五日、金融庁長官に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告がなされた。

金融庁は、十二月二二日、

- ・ 監査チームが長期間東芝を担当していた者で構成されていたことにより、東芝のガバナンスへの過信が生じ、東芝側の説明に対して職業的懐疑心を発揮できず、十分に検証していなかった、

- ・ 監査対象事業ごとに分業体制で監査を進めていたにもかかわらず、情報共有や連携がうまくできていなかった、

〔図表5〕 会計監査の在り方に関する懇談会（平成27年
10月5日現在）

座 長	氏 名	現 職
メンバー	脇田 良一	名古屋経済大学大学院教授 明治学院大学名誉教授
	引頭 実 倉貫 浩一 斎藤 静樹	(株)大和総研常務執行役員 読売新聞東京本社論説委員 東京大学名誉教授
	関 哲夫	(株)みずほフィナンシャルグループ 取締役
	初川 浩司	公認会計士
	八田 進二	青山学院大学大学院教授
	森 高公	日本公認会計士協会会長

〔50音順、敬称略〕

ことなどにより、新日本監査法人が、東芝の財務書類に対する監査において、相当の注意を怠り、虚偽証明を行ったとして、公認会計士・監査審査会の検査において認定された事項を踏まえ、以下の行政処分などを行った。

（監査法人に対して）

- ・三カ月の新規契約に係る業務停止命令
- ・課徴金納付命令（約二億円）の審判手続の開始

・業務改善命令

（公認会計士に対して）

- ・担当の公認会計士七名に対して、それぞれ量

定に応じて六カ月、三カ月または一カ月の業務停止命令

六 会計監査の在り方に関する懇談会

この一〇年余りの間、米国におけるエンロン事件、わが国におけるカネボウ、ライブドア、オリンパスの不正会計問題等、会計をめぐる大きな事件が相次いだ。このため、米国においては、サーベンス・オクスリー法の制定や米国公開会社会計監査委員会（PCAOB）の設立が、またわが国においては、公認会計士法の改正による公認会計士・監査審査会の設立、品質管理基準の制定、内部統制報告制度の導入、不正リスク対応基準の制定といった累次の取組みが行われてきた。

しかしながら、近年の新規株式公開をめぐる会計上の問題や東芝の不正会計を契機として、改めて会計監査の信頼性が問われている状況にある。このため、経済界、学者、公認会計士、アナリストなど関係各界の有識者から提言を得ることを目的として、「会計監査の在り方に関する懇談会」（以下「懇談会」という。図表5参照）が設置された。

懇談会においては、関与公認会計士の力量、監査法人のマネジメント、会計監査の手法、ローテーションや当局による検査等の第三者の眼、監査先企業のガバナンス、各種基準・実務指針など、幅広い議論が行われている。今後、

各論点についてさらに踏み込んだ議論が行われ、わが国の会計監査が突きつけられている課題について提言がとりまとめられるよう、事務局としても努力してまいりたい。

七 おわりに

本稿においては、現在、企業開示行政の直面する、企業統治・情報開示・企業会計・会計監査における主な課題について、昨年における取組内容や今後の方向性などについて紹介させていただいた。

昨年は、これら、いずれの分野においても大きな変革があった年であったといえるが、本年も、引き続き、各分野におけるさらなる取組みが求められるより大きな変革の年になるであろうと考えられる。金融行政方針でも述べられているとおり、金融とは、身体をめぐる血液のようなものであり、資金が適切に供給されていくことで、経済成長や国民の生活の向上が図られる。その重要な基盤をなす開示、会計、監査、企業統治が経済社会の変化に応じてしっかりと機能していくよう、これまでに述べた課題に対応してまいりたい。

田 原 泰 雅
金融庁総務企画局企業開示課長